

太子町地域クラブ活動に関する認定要項(第2版)

1 目的

太子町立中学校に通学する中学生を対象に、新たに主体となって活動する団体として、太子町地域クラブ活動（以下「地域クラブ」という。）に認定し、中学生等のスポーツ・文化芸術に親しむ環境の充実を図るとともに、生涯スポーツ・生涯学習社会の実現を図ることを目的とする。

2 認定の要件

地域クラブの認定の要件は、次のとおりとする。

- (1) 地域クラブとして認定するクラブは、当面の間、中学校体育連盟において各大会が実施されている競技及び吹奏楽を基本とする。なお、中学校体育連盟、吹奏楽連盟への登録については、別途、地域クラブの責任において行うものとする。ただし、その他の競技、文化芸術活動に関しては、既に活動している、もしくは活動場所が確保されている団体に限り、教育委員会が適切であると判断した場合、認定・不認定の検討を行う。
- (2) 新たに主体となり活動する団体は、主として中学生等を対象に、スポーツまたは文化芸術活動を行い、専門性の高い指導をめざすとともに、生徒の健全育成に資すること。
- (3) 学校や家庭から活動場所までの移動について生徒やその保護者の過度な負担とならないよう、原則として活動場所は太子町内とすること。
- (4) 営利を目的とした運営を行わないこと。
- (5) 持続可能なクラブ運営のため、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- (6) 以下の要件を満たす規約（会則）を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。
 - ・クラブ設置（運営）の目的が明記されていること。
 - ・会員の入退会について記載されていること。
 - ・徴収する会費について記載されていること。
 - ・次の役員、もしくは相当する役員を置くことが記載されていること。
ア 代表 イ 副代表 ウ 会計 エ 会計監査（監事）
(イ・ウは兼ねてもよいが、それ以外は兼ねることはできない。)
(ア～ウは指導者が兼ねてもよいが、エは保護者を任命すること。)
 - ・全員の個人情報の取扱いについて記載されていること。
- (7) 県や町が主催する研修等を受講する役員または指導者が運営に携わること。
- (8) 以下に示されている学校部活動の教育的意義や役割を継承し、勝利至上主義の指導にならないように努め、生徒の資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。

（学校部活動の意義）

- ・部活動とは、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、人間形成に資するものである。
- ・部活動とは、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。

（学習指導要領一部抜粋）

- (9) 生徒の人権を尊重した活動を行うこと。選手育成の意味で、体罰や暴言による指導は

人権侵害であるため行ってはならない。

- (10) 過度な練習がスポーツ傷害、バーンアウト、精神の不安定などのリスクにつながること等を正しく理解し、休養等を与えつつ、適切な活動時間を設定すること。短時間で効果が得られる指導に努めること。
- (11) 成長期にある中学生がバランスの取れた生活を送ることができるよう「太子町立中学校部活動に関するガイドライン」(太子町教育委員会)に準じた活動日数、休養日ならびに活動時間を設定すること。

<休養日及び活動時間の基準>

- ・週2日以上（平日1日以上、土日いずれか1日以上）の休養日を設けること。
※週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週当たり2日以上の休養日が設けられるのであれば、土日に連続して活動を行うことを可能とする。
- ・活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、短時間で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。
- ・休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を確保すること。（休養日の活動を安易に推奨するものではない。）
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。
- ・定期試験前の一定期間を休養日として設定すること。
- ・活動時間帯は、学校生活に支障がない時間帯を設定すること。

(太子町立中学校部活動に関するガイドライン他)

- (12) 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮した指導内容や練習時間及び休息時間（水分補給等を含む）を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、生徒の安全確保に万全を期すこと。既存の学校施設以外の用具の用意等は各地域クラブで行うこと。
- (13) 参加生徒や指導者等に対して、怪我や事故の未然防止のための対策を講じること。また、万一怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるよう傷害保険や個人賠償責任保険に加入させること。年度途中で加入した生徒や指導者についても同様とすること。
※傷害保険や個人賠償責任保険に加入することにより、生徒や指導者等の怪我や設備の破損に対処することが可能となる場合が多い。
- (14) 各地域クラブで起こった怪我や事故、人間関係のトラブル、生徒指導上の問題等に関しては、各地域クラブが責任を持って誠実に対応すること。また、生徒等の個人情報の取扱いは、規則（会則）に則り、十分に注意すること。
- (15) 他の自治体の認定を受けている地域クラブではないこと。

3 申請書類について

地域クラブ活動の認定に関する必要書類は次のとおりとする。

- (1) 様式1 地域クラブ認定申請書
- (2) 様式2 認定要件確認書
- (3) 様式3 地域クラブ募集のヒアリングシート

(4) 様式7 規則または会則

(5) 保険加入証明書の写し

4 認定について

太子町教育委員会は、申請があったときは、認定の要件に適合するか書類審査、面接を実施後、認定の可否を決定するものとする。太子町教育委員会が地域クラブとして認定した場合は、地域クラブ認定通知書（様式4）により当該認定者に通知するものとする。太子町教育委員会が地域クラブを不認定した場合には、地域クラブ不認定通知書（様式5）により当該申請者に通知するものとする。

5 認定の取り消し

太子町教育委員会は、認定を受けた地域クラブが認定の要件のいずれかに違反し、又はその本来の目的から逸脱していると認められるときは、取消通知書（様式6）により当該認定を取り消すことができる。

6 地域クラブ設立の流れ

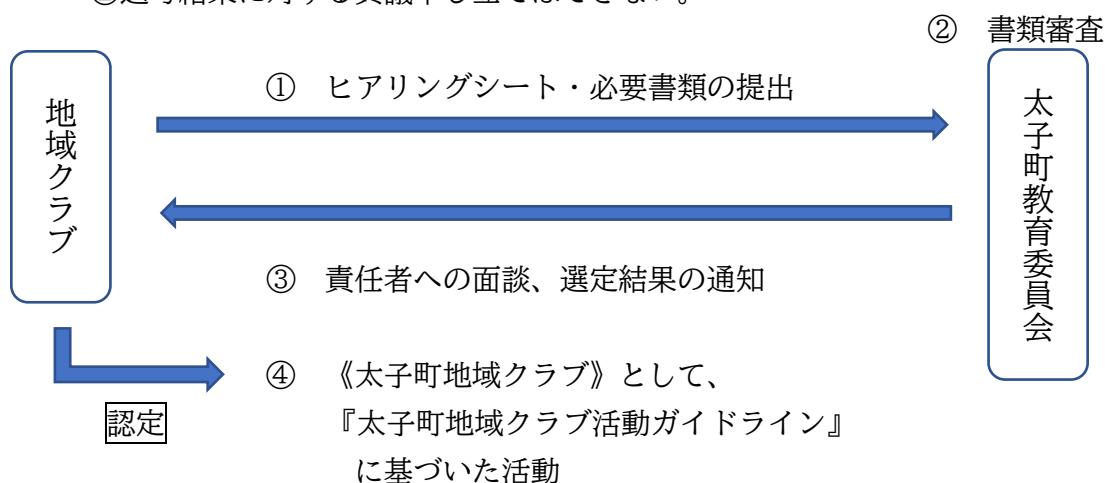
(1) 選考について

事前に提出したヒアリングシートを用いて、太子町教育委員会による地域クラブ責任者の面談を実施することで、地域クラブを選考する。

(2) 選考結果の通知

①選考結果は文書で通知する。

②選考結果に対する異議申し立てはできない。



附 則

この認定制度は、令和7年3月19日から施行する。ただし、国や県が新たな方針等を策定した場合は、それに準拠すべく、本要項を改訂する。

この認定制度は、令和7年12月1日に改訂し、改訂したその日から施行する。